

Tax news letter

## 2014年（平成26年）度税制改正大綱の主な改正点

平成25年12月12日に与党より、平成26年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層及び中小企業オーナー並びに中小企業に関する主な改正点についてご紹介いたします。なお、平成25年10月に前倒しで決定した「民間投資活性化等のための税制改正大綱」の内容については記載しておりません。

税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文右側に記載したコメントは現時点で公表されている資料に基づき筆者が作成したものであり、今後提出される法案等の内容により異なる取り扱いになる可能性があります。

<目次>

1. 所得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
  - (1) 給与所得控除の見直し
  - (2) NISA口座開設等の柔軟化
  - (3) 同族会社の少数株主債の利子に対する課税の修正
  - (4) ゴルフ会員権等の損益通算廃止
  - (5) ストックオプションを利用した節税スキームの防止
  - (6) 居住用財産の買換特例の見直し
  - (7) 相続税の取得費加算の見直し
  - (8) 措置法40条の要件の明確化等
  
2. 相続税・贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
  - (1) 医療承継に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設
  
3. 法人税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
  - (1) 復興特別法人税の前倒し廃止
  - (2) 交際費課税の見直し
  
4. その他の税目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
  - (1) 消費税簡易課税制度の見直し
  - (2) 法人住民税・事業税等の見直し

## 1. 所得税

### (1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額を2段階に分けて引き下げる。

上限額	現行	平成28年分	平成29年分以後
給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除	245万円	230万円	220万円

(負担増加額の計算例)

給与収入：	1,500万円	
現行の税負担：	267万円	(増加額)
平成28年分：	274万円	+7万円
平成29年分以後：	278万円	+11万円

※夫婦、子2人(特定扶養、一般扶養)の場合として計算

### (2) NISA口座開設等の柔軟化

- ① 1年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を可能とする
- ② NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座を再開設することを可能とする
- ③ 上記の改正は、平成27年1月1日以後に変更届出書又は廃止届出書が提出される場合について適用する。

### (3) 同族会社の少人数私募債の利子に対する課税の修正

源泉分離課税が適用される平成27年12月31日以前に発行された社債から、同族会社が発行した社債を除外する。

これにより、平成27年12月31日以前に同族会社が発行した社債であっても、その同族会社の株主等が平成28年1月1日以後に支払を受ける利子は総合課税となる。

### (4) ゴルフ会員権等の損益通算廃止

ゴルフ会員権・リゾート会員権の譲渡損失と他の所得との損益通算を廃止する。

平成26年4月1日以後に行うゴルフ会員権等の譲渡について適用する。

### (5) ストックオプションを利用した節税スキームの防止

税制非適格ストックオプションを付与された従業員等が、ストックオプションをその発行会社に譲渡した場合の所得区分を現行の譲渡所得(申告分離)から給与所得等に変更する。

平成26年4月1日以後に行うストックオプションの譲渡について適用する。

コメント/実務への影響度(3段階)

#### 【増税】★★

平成24年改正で給与所得控除の上限が245万円となりましたが、26年改正により高額給与所得者の給与所得控除が更に減額されます。

同族会社の役員給与に限った給与所得控除の縮減措置等の実現は見送られましたが、今後の検討課題に挙げられています。

#### 【一】★★

平成26年からスタートするNISAについて、平成27年から口座開設できる金融機関を毎年変更できるようにし、複数の金融機関から投資商品を選べるようにします。

#### 【増税】★

平成25年改正で同族会社が発行する社債の利子に対する課税が源泉分離課税から総合課税に変更されましたが、平成27年12月31日以前に発行した社債は、平成28年1月1日以後も引き続き源泉分離課税とされる条文となっていました。

#### 【増税】★★★

ついにゴルフ会員権等の損益通算が廃止になります。多額の含み損を抱えるゴルフ会員権は来年の3月末までが損失活用のラストチャンスです。相続により取得したものを含めて売却の検討をすべきでしょう。

#### 【増税】★

税制非適格SOを付与された者が権利行使せずに、当該SOを会社に買い戻させた場合、申告分離課税(20%)が適用され、給与より低い税率で会社から金銭を受け取ることができました。この節税スキームが封じ込められます。

**(6) 居住用財産の買換特例の見直し**

特定の居住用財産の買換え及び交換特例について、譲渡資産の譲渡対価の要件を現行の1億5,000万円から1億円に引き下げた上、適用期限を2年延長する。

平成26年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。

**(7) 相続税の取得費加算の見直し****① 土地等を譲渡した場合の特例の廃止**

相続財産である土地等の一部を譲渡した場合に、その者が相続した全ての土地等に対応する相続税額を譲渡所得の取得費に加算できる特例を廃止し、譲渡した土地等に対応する相続税額のみを取得費に加算できることとする。

**(取得費加算額の計算例)**

⇒相続人甲が、相続により土地A及び土地Bを取得し、相続税の申告期限から3年以内に土地Aを売却した場合

・土地Aの評価額に対応する相続税額：2,000万円

・土地Bの評価額に対応する相続税額：4,000万円

	現行	改正後
取得費に加算される金額	6,000万円 (2,000万円+4,000万円)	2,000万円

**② 確定申告期限後の更正の請求**

相続財産の譲渡に係る確定申告書の提出期限後に、当該相続に係る相続税額が確定した場合（相続税の期限内申告に限る）には、当該相続税の期限内申告書を提出した日の翌日から2月以内に限り、更正の請求により取得費加算の特例が適用できることとする。

**③ 上記①及び②の改正は、平成27年1月1日以後に開始する相続等により取得した資産を譲渡する場合について適用する。****(8) 措置法40条の要件の明確化等**

① 公益法人等が寄附を受けた株式等を株式交換等（金銭等の交付を受けない株式交換等に限る）により譲渡し、その株式交換等により交付を受けた株式を引き続き公益目的事業の用に直接供する場合には、一定の要件の下で非課税特例の継続適用を認める。

② 非課税承認の要件に、株式の寄附を受けた公益法人等が当該寄附によりその株式発行法人の発行済株式の2分の1を超えて株式を保有することにならないことを追加する。

③ 上記①、②は平成26年4月1日以後の株式交換等又は株式の寄附について適用する。

**【増税】★**

平成24年改正で譲渡対価要件が2億円から1.5億円に引き下げられていましたが、更に要件が厳しくなります。

**【増税】★★★**

相続する土地の売却を予定している場合で、一人の相続人に土地の取得を偏らせることにより、売却する土地の譲渡税を軽減する施策が利用できなくなります。

この特例の利用を想定して相続税の納税資金の計算をしている場合は、納税資金対策の見直しが必要です。

②相続財産を売却し、相続税の納税を行う場合において、相続税の申告期限よりも所得税の申告期限が早いケースがあります。この場合においても更正の請求により所得税の還付を受けることができます。ただし、相続税の期限内申告が要件です。

**【一】★**

法令上の規定がなかった株式交換等があった場合の措置法40条の継続要件について、明確化されます。

## 2. 相続税・贈与税

### (1) 医業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設

#### ① 制度の概要

相続人が持分の定めのある医療法人の出資持分を相続等により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、担保提供を条件に、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、当該出資持分に対応する相続税額については、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が出資持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

#### ② 認定医療法人（仮称）の要件

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」に規定される移行計画（仮称）について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた法人をいう。

#### ③ 猶予税額の計算

出資持分を取得した相続人以外の者の取得財産は不変とした上で、当該相続人が出資持分のみを相続したものと計算した当該相続人の相続税額とする。

#### ④ 猶予税額の納付

移行期間内に持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合又は認定の取り消し、持分の払戻し等の事由が生じた場合には、猶予税額を納付する。また、基金拠出型医療法人に移行した場合には、基金として拠出した部分に対応する猶予税額についても同様とする。

#### ⑤ 相続税の申告期限までに持分放棄をした場合

相続の開始から相続税の申告期限までの間に持分の全てを放棄した場合には、納税猶予は適用せず、上記③により計算した猶予税額に相当する金額（基金として拠出した部分に対応する金額を除く）を相続人の納付すべき相続税額から控除する。

#### ⑥ みなし贈与に係る贈与税の猶予

持分を放棄したことにより他の出資者の持分の価額が増加することについて、みなし贈与の規定により贈与税額が課される場合、その医療法人が認定医療法人であるときは、担保提供を条件に、当該他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、当該みなし贈与に係る贈与税額については、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

#### ⑦ 適用開始時期

上記の改正は、移行計画の認定制度の施行の日以後の相続若しくは遺贈又はみなし贈与に係る相続税又は贈与税について適用する。

### 【減税】★★★

全国の医療法人の約86%は出資持分の定めがある医療法人です。医療法人版の納税猶予制度の創設により出資持分対策の抜本的な見直しが必要となる法人も多いと考えられます。この制度は一定期間相続税の納税を猶予し、相続人が持分放棄した場合には猶予税額が免除される制度です。

②納税猶予を受けられる「認定医療法人」の認定要件や認定期間は、今後国会で審議される法律に規定されます。

③自社株の納税猶予制度とは異なり、相続した出資持分に対応する相続税額の全額が納税猶予されます。

④持分なしの医療法人への移行であっても基金制度を採用する場合は、一部猶予税額の納付が必要です。

⑤相続税の申告期限までに出資持分を放棄した場合には、納税猶予ではなく、単純に相続税額の減免となります。

⑥出資持分を放棄した相続人以外の出資者にみなし贈与課税がされる場合、認定医療法人であれば当該贈与税額も納税猶予され、また、移行期間内に相続人以外の出資者が持分を放棄すれば猶予税額は免除されます。

⑦適用開始時期は、今後法律により明らかになります。



### 3. 法人税

#### (1) 復興特別法人税の前倒し廃止

平成24年4月1日以後開始事業年度から3年間適用予定の復興特別法人税（法人税額×10%）を1年前倒しで廃止する。

（中小法人の実効税率） 3月決算法人の場合

事業年度	H26.3期	H27.3期以降
実効税率	38.37%	36.05%

#### (2) 交際費課税の見直し

交際費等のうち飲食費（社内接待費を除く）の額の50%を損金に算入する。中小法人の交際費は、現行制度（800万円まで全額損金算入）との選択適用とする。

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度について適用する。

（改正後の計算例）

支出交際費：600万円（全額飲食費）

法人の区分	計算	損金算入額
中小法人以外	600万円×50%	300万円
中小法人	600万円×100%	600万円

※中小法人とは資本金の額等が1億円以下の法人（資本金の額等が5億円以上の法人等による完全支配関係がある子法人等を除く）をいう

### 4. その他の税目

#### (1) 消費税簡易課税制度の見直し

##### ① 簡易課税制度のみなし仕入率について、以下の見直しを行う

（ア）金融業及び保険業を第5種事業とし、みなし仕入率を60%から50%に引き下げる

（イ）不動産業を第6種事業とし、みなし仕入率を50%から40%に引き下げる。

##### ② 平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用する。

（不動産賃貸業における影響額の計算例）

賃料収入（課税売上）：4,000万円（税抜）

課税売上に係る消費税：320万円（税率8%で計算）

区分	計算	納付消費税額
現行	320万円×(1-50%)	160万円
改正後	320万円×(1-40%)	192万円

⇒ 改正により消費税の納税額が32万円増加

#### (2) 法人住民税・事業税等の見直し

##### ① 法人住民税（地方税）の一部を地方法人税（国税）とし、それを地方交付税の原資とする。

区分	現行	改正後	
	法人住民税 （地方税）	法人住民税 （地方税）	地方法人税 （国税）
税率	17.3%	12.9%	4.4%

※法人住民税の税率は標準税率

#### 【減税】★★

3年間の予定で導入された復興特別法人税が1年前倒しで廃止されますので、個人の最高税率と法人の最高税率との差の拡大が1年前倒しで実現します。

#### 【減税】★★

大法人（資本金1億円以上の法人等）の交際費は5,000円以下の飲食費を除き、全額損金不算入でしたが、飲食費に限り50%が損金となります。

#### 【増税】★★★

課税売上高5,000万円以下の中小事業者に認められている簡易課税制度のみなし仕入率が一部の業種で引き下げられます。

個人では、特に店舗や事務所、倉庫等の居住用以外の不動産賃貸業を営んでいる方への影響が大きいです。

#### 【-】★

地方自治体の財政格差の是正措置です。納税者の負担額に変更はありません。



- ② 地方法人特別税（国税）等の税率及び法人事業税（地方税）の税率を改定する。

税目	課税所得	現行	改正後
地方法人特別税の税率（国税）	法人事業税の額に税率を乗じる	81%	43.2%
法人事業税の税率（地方税）	400万円以下	2.7%	3.4%
	400～800万円	4%	5.1%
	800万円超	5.3%	6.7%

※資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

-----  
税制改正に関するより詳しい情報に関しては下記までお問い合わせください。

税理士法人 TOMO 税理士 小高育幸  
(川崎支店) Tel.044-440-3017